



### 質問 1

建物や機械などの業務用の固定資産を買った場合に、その買入費用の全額がその年の必要経費にならず減価償却をするとのことですが、減価償却とはどのようなものですか。

### 回答

一定の資産について、その資産の使用可能期間に応じて、その資産の取得価額を各年の必要経費に配分する方法を減価償却といいます。

所得税法では、業務の用に供している土地や建物、機械などの固定資産のうち、時の経過や使用によりその資産の価値が減少するもの（減価償却資産といいます）で、使用可能期間が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の減価償却資産については、その資産の取得価額を一定の方法でその資産の使用期間の費用として配分することとされています。

例えば、500万円で買った機械について、本年の必要経費に500万円と計上するのではなく、その機械の使用可能期間（通常、耐用年数といいます）を仮に5年間とすれば、5年間にわたって、その機械の取得価額（残存価額を除きます）を必要経費にすることになります。

つまり、一般的には資産の取得費という費用をその使用する期間の収入に対応するように期間配分することが減価償却ということですが、なお、残存価額については、平成19年3月の税制改正により、次のように改められました。

#### ①平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の償却可能限度額の特例

各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された償却額の累計額が取得価額の95%相当額に達した場合、その達した年分の翌年分以後5年間で、次の算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1円まで償却できることとされました。

$$\text{償却費の額} = \{ \text{取得価額} - (\text{取得価額} \times 95\%) - 1 \} \div 5$$

この規定は、平成20年分以後の所得税について適用されます。

#### ②平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額は廃止され、それぞれの償却の方法のより償却費の額を計算し、1円まで償却できることとされました。

[減価償却の図]

